

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当法人は、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を下記のとおり作成し、男女とも全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 目標と取組内容

①時間外労働時間の削減のため、ノー残業デイの実施（日勤業務従事者 毎週水曜日）
・・・ノー残業デイは、定時帰宅率100%を目指す。

- ・令和3年4月 啓発ポスター等の掲示により、より一層の職員への周知徹底を図る。
- ・令和3年4月～ 管理職は、時間外労働の必要性、他からの応援により解決できないかを判断し指示する。
- ・毎月確認事項 各部署の時間外労働の状況を衛生委員会で確認し、問題点や改善策を話し合い指示する。

②子の看護（通院等）に活用しやすいよう、年次有給休暇の時間単位での取得ができるよう就業規則を改定・・・対象となる職員の活用率を50%以上目指す。

- ・令和3年3月 職員へ提案し、労使協議により導入を決定 → 就業規則へ盛り込む
- ・令和3年4月～ 運用を実施する。また、これまで取組んできた有給休暇取得の推進については、下記名目で継続的に実施する。
 - イ) 夏季休暇（6月～9月の間で取得）
 - ロ) 冬期休暇（12月～2月の間で取得）
 - ハ) 誕生日休暇（誕生月に取得）
- ・毎年度9月、12月 衛生委員会で取得状況の確認、年間5日以上取得の目途の確認

③失効する年次有給休暇の積立制度の導入

- ・令和3年3月 職員へ提案し、労使協議により導入を決定 → 就業規則へ盛り込む
- ・令和3年4月～ 運用を実施する。（実際の積立は、令和3年度の失効有給休暇から）

④妊産婦や出産後出勤の職員の夜勤業務等への配置はしないよう配慮する。また、腰への負担軽減のため電動ベッドへの切替の促進を図る。・・・令和7年度までに100%目指す。

- ・令和3年4月～ 子育て等のため、就業時間等が制限される職員について、配慮した職員配置を行う。（100%要望に応えられるよう体制づくりをする。）
- ・令和3年9月 電動ベッドへの切り替え率 60%
- ・令和5年9月 電動ベッドへの切り替え率 85%
- ・令和7年9月 電動ベッドへの切り替え率 100%

令和3年3月

社会福祉法人みちのく白寿会

理事長 大村 守武